



KYOUSOU CONSTRUCTION は、『品確法』に取り組んでいます。 共創建設

建設省（国土交通省）平成12年4月1日より施行

『品確法』は、欠陥住宅や、手抜き工事等のトラブルを防止し良質な住まいを取得出来ることを目的とした法律。

《住宅性能表示精度（等級区分）》

1	構造の安全	地震・台風に強いですか。
2	火災時の安全	火災の対処していますか。
3	劣化の軽減	腐食やシロアリに強いですか。
4	維持管理の配慮	日常の修理がしやすいですか。
5	温熱環境・省エネ	暑さ寒さを防ぎますか。
6	空気環境	室内の空気は綺麗ですか。
7	高齢者への配慮	公庫バリアフリーと同程度。
8	音環境	騒音の侵入を防げますか。
9	光・視環境	室内の空気は綺麗ですか。（%）

《瑕疵担保責任》

基本構造部と、雨漏り侵入部について欠陥があった場合、引き渡しから10年間は、請負会社の責任とする。

《指定住宅紛争処理機関》

性能表示制度に基づいて、性能評価を受けた住宅に関わるトラブルの調停斡旋・仲裁を行う指定機関。

※性能評価は、「評価申請費用」や、「性能評価機関への評価料」が必要です。（民間委託）